

事 務 連 絡
令和元年 6 月 12 日

各 位

社会福祉法人
山形県社会福祉事業団
事務局長 佐藤 弘志

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

消費税法、地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律ですが、平成 31 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、改正後の消費税及び地方消費税の税率が 10%になります。この度の契約に係る物品の納品日は、平成 31 年 10 月以降となる予定であるため、改正後の消費税率及び地方税率を適用することとなります。

そのため、この度の入札での落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除きその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するよう、お願いします。